

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

倉吉市長 広田 一恭

市町村名 (市町村コード)	倉吉市 (203)
地域名 (地域内農業集落名)	北谷地区 (三江、福本、尾田、志津、沢谷、杉野、中野、長谷、悴谷、森、大河内)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月27日 第1回

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

北谷地区は水稻を中心とした水田農業が盛んな地域で、転作作物として大豆・スイカ・白ネギ・飼料作物等が生産されている。地区の東側は平坦な農地が広がるが、西側には谷間の農地が多く、農業の継続に不安を抱えており、営農利用する農地と維持管理する農地の選定も考慮している所である。担い手の中心となる認定農業者の人数も多い地域で水稻の大型農家もいるため、地域外から担い手を受け入れる必要がなく、これまでは地域内の担い手で農地を守ってきた。しかし、条件の悪い農地では農業離れが進み、また、草刈り作業などには若い世代の参加が少ないなど年々問題も増えつつある。水路等の農業用施設は緊急に整備が必要な箇所はないが、今後に向けては計画的な更新・補修が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地区内の認定農業者が担い手の中心となり、農地集積を進め、水稻を中心とした農業を継続する。今後は担い手だけでは草刈り作業など人員不足となるため、若い世代に農業技術や知識を伝承し、積極的な参加を呼びかける。また、営農が難しい農地については維持管理に切り替えていくなど、農地の選定を進める。各集落においても中山間直接支払制度及び多面的機能支払制度や市の原材料支給制度を活用し農作業に従事する人員の確保や農業用施設の維持管理に努めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	542.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	542.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、地域内の認定農業者を中心に面積の拡大を促すとともに、更なる担い手への農地集積を進める。そのため、農業委員が中心となりながら、担い手の経営拡大の意向把握を行い、農地集積へ繋げていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を対象に認定農業者等の経営意向を確認しながら、段階的に農地集積・集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域内の土地改良区と連携を図りながら、老朽化した水路の更新などの地域全体で抱える問題について補助事業を活用しながら基盤整備を進める。 中山間直接支払制度及び多面的機能支払制度に取り組む各組織で管理する農道の路面補修や水路の目地補修などを実施し、農業用施設の長寿命化を図る。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
倉吉市、鳥取県、JAと連携しながら、地域内外から多様な経営体を募集する。特に新規就農者に対しては、農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①各地区において、効率的な電気柵の設置を行う。

③担い手不足の解決策の1つとしてスマート農業の積極的な取り入れを検討する。